

Campus Life News No. 17(2017年8月7日)について(追加質問)

【ご質問】(投稿日:2017年9月4日)

「Campus Life News No. 17(2017年8月7日)について」で頂いた回答のうち、2、3点目について下記のように追加質問いたします。

・「「ひとこと」をあの表現で公表したことに特段の「意図」はありません。率直な驚きを表明しただけです。」との回答を頂きました。

感想の率直な表明であっても、発出された質問および意見を否定するような表現は不適切と考えます。

・「京都大学の意思決定の方法は熊野寮とは異なりますから、「昨今の通知や対応」は、京都大学という組織の意思決定のプロセスとして適切なものと考えます。」との回答を頂きました。

このことについて、以下2点質問いたします。

1. 吉田寮自治会に対して発出された通知、「巨大工作物」撤去の通告はそれぞれどのようなプロセスにより意思決定がなされたのかお聞かせください。

また、名義が「京都大学」であるものについて、責任者はどなた(若しくは責任部局)であるかお聞かせください。

2. 同学会を自称する団体に関して、研究科長部会特別委員会における議事録を公表ください。

また、「停学期間中の行動基準について」がどのようなプロセスで起草、制定されたかお聞かせください。

参考1:

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/conference/report/research/h27/151222.html>

参考2:

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/conference/report/research/h28/160712.html>

参考3:

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/conference/report/research/h28/160913.html>

【回答】（回答日：2017年9月19日）

（学生担当理事・副学長 川添信介）

下記のとおりご質問に回答します。

1. 京都大学という組織における適切なプロセスを経て意思決定が行われました。
2. 研究科長部会特別委員会の内容は公表しておりません。また、「停学期間中の行動基準について」は平成28年7月12日開催の研究科長部会において審議、決定されました。